

# 接骨院・整骨院等を受診される方へ

接骨院・整骨院等は病院等と違い、健康保険の使える範囲が限られていることをご存知ですか？

接骨院・整骨院等で施術を行う柔道整復師等は医師ではないため、薬の投与や外科手術、レントゲン検査を行うことは認められていません。柔道整復師等へのかかり方を正しく理解し、適正な受診をされますよう、ご協力をお願いいたします。

## 治療を受ける時の注意

### 健康保険が使えるとき

|                 |   |
|-----------------|---|
| 接骨院<br>・<br>整骨院 | 骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）、ぎっくり腰、負傷原因がはっきりしている筋違いなど。<br>※1                      |
| はり<br>・<br>きゅう  | 主として神経痛、リウマチ、頸(けい)腕(わん)症候群、五十肩、腰痛症及び頸(けい)椎(つい)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき。※2 |
| マッサージ           | 筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき。※2                                   |

※1：骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

※2：あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

### 1 負傷原因を正しく伝えましょう。

左表にあてはまる場合であっても、負傷原因が第三者行為（交通事故など）、労働災害・通勤災害に該当する場合は、健康保険が使用できません。

### 2 療養費支給申請書を確認しましょう

保険適用を受けて施術を受ける場合は、柔道整復師が受療者の委任を受けて、受療者が加入している健康保険に治療費を請求します。その際に『療養費支給申請書』の提出が必要となりますが、申請書に記載の自己負担額、受診回数、負傷名・負傷原因、施術内容に誤りがないかよく確認して、「委任欄」に署名または捺印しましょう。

### 3 病院での治療との重複はできません。

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中は、柔道整復師等の施術料は全額自己負担となり、健康保険の対象とはなりません。

問 市役所国保医療課[内線122~125]

ジェネリック医薬品に  
替えてもらうには？

まず医師や薬剤師に相談してみよう。

先に開発された「新薬」の特許期間が切れた後、新薬と同じ有効成分を配合して製造される医薬品で「後発医薬品」とも呼ばれます。新薬とほぼ同じ効き目を持ちますが開発費があまりかからない為、低価格で提供することができ、もちろん新薬と同様に薬事法に基づいて厚生労働大臣の承認を受けた医薬品です。

ジェネリック医薬品を利用することにより窓口で支払うお薬代が安くなる。同時に医療保険で賄う費用も抑えることができ、財政改善につながります。

## ジェネリック医薬品って何？



問 市役所国保医療課  
[内線122~125]



さらにお薬代を抑えるために  
お薬手帳を持参しましょう

かかりつけ薬局の場合、お薬手帳を忘れると10円~30円高くなってしまう場合もあります。お薬手帳は忘れずに持参しましょう。

※「ジェネリック医薬品希望シール」は本庁舎国保医療課や総合分庁舎市民窓口課、各支所の窓口で配布しておりますのでお申し出ください。

病院の窓口で診察券を渡す際や、薬局で処方箋を渡す際に一緒に提示すると、ジェネリック医薬品を希望する意思表示になります。

保険証や診察券と一緒に窓口に出しましょう。

ジェネリック医薬品希望シールを提示しましょう

こんな時は  
言い出しにくい...うまく説明できない...  
病気によっては対応するジェネリック医薬品が製造・販売されていないことがあります。切り替えができるかどうかはまず相談してください。